中世教会における法発展の担い手

第一部:グラチアーヌスまでの時代

クヌート=ヴォルフガング・ネル 講演 訳

小 Ш 浩三

内容目次

序論Ⅰ:留意事項

序論Ⅱ:行為の空間と時間

世俗支配と教会支配のかみ合わせ

四 聖書の引証

五 教会法令(カノン)集:概観および具体例

法律家養成専門教育の欠如

いわゆるグレゴーリウス改革

六

新しい法の妥当について

九 法テクスト偽造の一般論 具体例としての『偽イシドールス法令集』

結語:テクストと現実

序論Ⅰ:留意事項

さまざまな点でなじみのない、異様なものです。妥当すべき法は、テクストに具現されています、この点では今日で の審級は、 さらに何重にも裁判所が監視します。したがって、裁判所自身も厳密に限界を画された制度なのです。すべての裁判 り当てられます。これらが定められた限界を守っているかどうかについて監視するのは、政治と世論だけではなく、 法、 はありませんが、 に行うのは、通常は厳密に意味を与えて定義することであり、 の私どもがもっている観念や考え方から、できるだけ自由でなければなりません。今日私どもが議論する場合、 (ヒエラルヒー) 中世に目を向けて、 行政、 司法、 決められた手続と形式を用います。この点でも中世において出会う現象は、私ども今日の人間にとっては 的組織として作られています。これらの組織の要素となる個々の部署には、特定の職務と権限が割 最後に法学と分類します。これらのファクターはすべて、法学を例外として、きわめて厳密な階統 しかしそれは動因となる原理として出来事を掌握します。たとえば、私どもは法発展の担い手を立 規範の定立と規範の解釈によって法を発展させた制度および人的主体を問題にするとき、 いったん定義がなされますと、それに常に従うわけで 最初 現在

け、そもそも読んだり書いたりできる人たちは、人口のほんの一握りにすぎませんでした。 トを伝えるものが別様のものだということも注意してください。印刷術は、まだ発明されていませんでした。とりわ もしないびっくりすることを体験しますが、それはこれから見てゆく通りです。さらに、メディア、すなわちテクス も当時でも同じです。しかし、テクストとの付き合い方は、著しく異なっています。この点で、中世では本当に予想

二 序論Ⅱ:行為の空間と時間

ます。 空間的に見ますと、それは(中世後期では)、今日の西および中央ヨーロッパ、それに東ヨーロッパのバルト諸国、ポー ギリシア正教会への分裂という結果になりました。最初のローマ・カトリック教会が、以下で論ずるものとなります。 が、これらの公会議に一種の上からの監督を行いました。しかし、三九五年のローマ帝国の東西両帝国への分裂によっ 教および他の職務担当者たちの集会でした。皇帝は、今やローマではなくコンスタンチノープルに首都を置きました が指導しました。教会の一体性を体現するものは、いわゆる全体(ökumenisch)公会議(Konzil)または教会会議 て、新しい発展が始まり、この発展も最終的には二つの教会システムへの分裂、すなわちローマ・カトリック教会と ただく大教会の連合体であり、それぞれの大教会は大司教管区および司教区に分けられ、それらを大司教または司教 ましたが、このときのキリスト教とは、制度的観点から見ますと(大まかに言えば)、トップに大主教(Patriarch)をい (Synode)(以下ではこれら二つの表現を同じ意味で用います)、すなわちローマ帝国の全地域から参加する大主教、 前もっての注意をなお時間と空間について若干加えた上で、以下で中世教会法から一つのテーマを論ずることにし 第四世紀の一○○年間で、ローマの世界帝国はキリスト教に門戸を開き、さらには国教という地位さえも与え 司

末のアラブ人による征服までです。 ランド、ハンガリーおよびクロアチアに及びます。北アフリカも当初はこれに含まれておりましたが、それは七世紀

が、 ぐる論争から生じた一派の信仰に帰依しました。この結果、 ちが住む土地の上にゲルマン人の部族国家が作られました、たとえば、スペインの西ゴート、あるいは、 れまでローマ帝国のことは述べてきましたが、まだ民族移動には言及しませんでした。民族移動の結果、 ここで深く論ずる必要はありません。本講演の目的のためには、 ランゴバルドです。これらの民族は、キリスト教化されましたが、しかしアリウス派、すなわちキリストの本質をめ いかなる歴史的事件に古代末から初期中世への移行を結びつけたらよいであろうかという問題です。この 「中世」という表題で私どものテーマを時間的に区切るということになりますと、昔から論争になっておりますの 信仰の内容だけでなく組織の点でも彼らの教会は、ゲル 始まりを五世紀から六世紀の転換期に定めます。こ イタリアの ローマ人た 問題を

ことに成功しました。都市ローマの司教から、カトリック〔普遍〕教会の教皇になったのです。しかし、教皇は世俗 朝の下で、次いでカーロリング朝の下で西ヨーロッパの広範な部分に広げました。この同じ時期に、ローマの司教は、 三世紀以来掲げてきた、西ローマ帝国 の王クロードヴィヒがカトリックの儀礼に従って洗礼を受けたのです。フランク人たちは、最初ライン川下流地域に マン化されなかった元からの住民のカトリック教会から分離したままでした。 ところで、民族移動の過程で、将来に決定的な意味をもつ事件がありました、すなわち、五〇〇年頃にフランク人 それから現在の北フランスに押し出してきました。ここから彼らはその支配地域を、 ――この間に滅亡していましたが ――領内における教会指導の要求を貫徹する 最初はメーロヴィング

にとって容易ならざる出来事であって、それは何世紀にも渡って皇帝と教皇の二元主義という形でヨーロッパ 世紀経っただけで、大カール〔大帝〕(統治期間七六八一八一四年)がローマで皇帝の戴冠を受けました。まさに後世 提供できなくなったとき、教皇は新たな方向を求めて、七五〇年頃にカーロリング朝と同盟を結びました。 勢力の支持と保護に依存していました。コンスタンチノープル、東ローマ帝国の首都にいる皇帝がこの保護をもはや その後半 の歴史

を特徴付けることになりました。

明確に現れてきました。このような長い期間 だけるでしょう。 予定です。この頃に、裁判所の判決を下す営みが、教会における法発展の制度的・自立的ファクターとしてはじめて ヌスおよび彼に始まる教会法学の古典期を論ずることにします。 グラチアーヌス前期(Periode vor Gratian)と呼びます。本日の講演は、この時期を対象とし、次の講演でグラチアー の時代にはこれにあたる述語はありません。ここでは、簡単にするためにこの時代を、前期(ältere Periode)あるいは た転換点となります。グラチアーヌス後の時代については「古典的」という修飾語が一般化していますが、それ以前 十二世紀中葉、ボローニャの修道士グラチアーヌスが大法令集を編纂した時が、教会法の歴史におけるもっとも際だっ 以上が、 本講演の目的のために中世の始まりを五〇〇年頃にする理由です。私どもの考察は、 もっとも、これもごく大まかなものでしかありませんが。この点では誰も争わないと思い ――九世紀に及びます――ですから、時期区分が必要なことは理解いた 十四世紀にまで及ぶ ますが

三 世俗支配と教会支配のかみ合わせ

には、 離れていない所で、開催されました。さらに、ローマ皇帝の勅法にも言及しておきましょう。勅法にも、三一三年の のユスチニアーヌス法典 体に広がりました、 ە 7 の時期およびそれに続く数世紀は素通りしますが、しかし、すでに言及した全体公会議のことを思い起こしてくださ でに『使徒業伝』、新約聖書の一編の中に、 言えます)。教会も、――それがどのような形状を帯びた場合であっても――この例外ではありません。たとえば、す 〔ミラノの〕寛容令以降、宗教・教会に関する問題について規律したものがあり、大規模な法典編纂によって帝国全 人々が結合するところではどこでも支配が生じ、そして、この結合が最も広い意味で公的・政治的行為となる場合 その最初のものは三二五年にニケーア(現在のイズニク)、ローマ帝国の首都コンスタンチノープルからそれほど 支配は法と法の定立を利用します(少なくとも、人間の歴史の中で歴史学が把握できる時期については、こう すなわち、 (第一巻) によって広がりました。 最初は四三六年のテオドシウス法典(第十六巻)によって、次いで一〇〇年足らず後 教会の最初の法定立行為を見ようとした人もおりました。本講演では、

には世俗および教会の実力者たちが同程度に関与しました(したがって、学者は「帝国会議=教会会議(Reichstags: は皇帝の布告で、 も言うべきものが成立し、そこから後にはカーロリング朝、したがって九世紀以降いわば帝国教会のようなものが発 ましたように、 つてのローマの領土にできたゲルマン人の王国、たとえば西ゴートやフランクにもありました。ここでは、 国家の支配と教会支配との密接な結びつきは古代末ローマ帝国で見かけるものですが、そのパラレルなものは、 ローマにいる教皇との関係が育まれたといたしましても、それでもやはりフランク王国の国教会とで ちなみに、 法の定立という側面では、この関係ではカピトゥラーリアがとりわけ重要です。これは、 非常にさまざまな形態のものがあり、しばしば帝国集会で決議されましたが、 この集会 国王また すでに見 か

らに、礼拝、典礼〔礼拝の定まった式次第〕その他、 た。司教教会会議とは、主として、ある特定地域の司教、修道院長、その他の高位聖職者の集会です。ここでは、 うことです。半分までしか規範的ではないという同じ性質は、 する規律だけでなく、教え諭したり警告することも、したがって司牧活動や神学も用いなければならなかった、 ければなりません。すなわち、この問題の核心は、本当に極端にまとまりのない社会の混乱状態に秩序構造を作るこ synoden)」と言いました)。カピトゥラーリアは、世俗の問題と教会の問題を別々に規律することもありましたが、ま とだったのであり、しかし、この目的を達成するためには、当時の理解では、 た相互に混ぜ合わせて規律することもありました。そして、ここで教会の問題と言うときには、 法の周辺にあるにすぎない類似の問題が論ぜられました。 当然のことながら、 法的な規律、たとえば組織や懲戒に関 司教教会会議の布告にもありまし 次のことに留意しな といい

四 聖書の引証

ば道徳神学にかかわる内容から規範的な効力をもちえた場合ですが――でもそうでした。救済の事跡に基礎付けるこ 責任をもつ者が誰かとは関係ないことでした。したがって、大きな全体公会議のテクストや、さらには単なる地方的 な司教教会会議のテクストでも、教皇や皇帝のテクスト、とりわけ教父たちのテクスト――もちろん、それがたとえ 基礎となったのは聖書であり、そこにあらゆるテクストの正当化根拠が求められました。 の一コマとして理解されました。それは、全キリスト教徒、教会全体に開かれた時代です。 して時間的、 教会に関する規定はいかなる集会で布告されようとかまいません。どんな集会であろうとも、このような規定は決 空間的に孤立した現象としてではなく、キリストと救済の事跡によって開かれた「新しい」時代の流れ それは、 あらゆる規範の不可変の テクストの作成に

だったのですから。

をどこから得たのでしょうか。これらのテクストはいうまでもなく過去に、大部分はずいぶん前の過去に属するもの は古いもの、保持され伝承されたものを基準としたのです。そうだとすると、新しいものはテクストについ テクストに倣い、それを維持しようとし、せいぜいでそれを補充しようとしたにすぎません。このように新しいも え壁からなる構造物(Strebewerk)のように、それぞれのテクストは相互に支えあい、最も新しいテクストも最も古 とによって、あらゆるテクストは相互に結び付けられていました。まるで編物や〔ゴシック建築の〕飛び控え壁と控 ての知識

五 教会法令(カノン)集:概観および具体例

かし、 著者について推論することができます。したがって、たとえば著者があるどこかの司教教会や修道院で活動していた ん。たとえ大部分の教会法令集が匿名で伝わっているとしてもです。テクストの選択、テクストの編集や並べ方から、 るということを考えますと、教会法令集が多様でさまざまな形態を取っているということは容易に想像できます。 前期の最後、したがって十二世紀まで見られ、現在まで手写本で伝わっているのは約二〇〇です。これだけの数があ シア語の κάνον, kanon、すなわち、準縄〔規準〕に由来します)。最初にめぐりあう教会法令集は四世紀で、これは します。すなわち、教会法テクストの集成で、通常は教会法令(カノン)集と呼ばれているものです(これは、ギリ この問題に答えることによって、いまや前期 その形態論を体系的に研究した人は誰もいません。たとえば、法令集の著者によって分類できるかもしれませ 〔グラチアーヌス前期〕の法発展にとって放棄できない道具が動き出

ということが推論できるかもしれないからです。あるいは、時として、法令集の序言にある司教や修道院長に対する

前から備えられていましたし、さらに、 ている官僚制前の時代にはまだいうことができません――にとっても、したがって、ローマにおいても教会法令集は 威に応ずるために常に用いられました。教皇やその助力者 事者だとかといった具合です。ところで、私どもの知っているところでは、 教会だとか、ある司教区だとか、ある修道院だとか、それどころか極端に個別的に、 lung)や付加文(Anlage)から法令集の目的や意図した名宛人の範囲を推論することができます。たとえば、これは全体 献呈の辞が述べられています。ちなみに、教皇に対する献呈の辞はめったにありません。要約部分(Zusammenstel-とに推測に頼っています。 に用いられた教会法令集がどれだったのかについては、 カピトゥラーリアの作成のときにも用いられました、等々。しかし、 ほんのわずかしかわかっていませんので、それぞれの場合ご ――形式の整った書記局 〔官房Kanzlei〕 とは、今問題にし 教会会議では教会法令集が伝えられた権 ある特定の訴訟における訴訟当

教皇の元に求めたのでしょう。疑うことのできない「真正さ」をもった法テクストを自ら定める者は、前の時代の公 カーロリング改革と言います。おそらくは、この国王がその政策目的のために、公認の 書き加えられて)七七四年に教皇ハドリアーヌス一世からフランク国王大カールに伝えられたときです。歴史家は: に――この期間の長さに注目してください――政治的重要性をもつことになります、すなわち、この法令集が の名前にちなんで、ディオニュシオ法令集(Collectio Dionysiana)と呼ばれています。この法令集は、およそ三世紀後 をもつ教皇の書簡、 まれたスキタイ人のある修道士が、東方ギリシア語圏の公会議の教会法令(カノン)をラテン語に翻訳し、 いつものように、特異な現象があります。五○○年頃のローマで、 Ļ۷ わゆる教皇令(Dekretal)四○足らずとともに一つの法令集にまとめました。これはこの修道士 高い教養をもち、言語の才に恵 (authentisch)教会テクストを 法的意義

全体教会を目指す法令集の一種として、数あるものの一つ〔ワン・ノヴ・ゼム〕となりました。

ませんし、 射程は、 せん。すなわち、ディオニュシオ・ハドリアーヌス法令集は当時決して政府の公式の法令集と見られたわけではあり 認のテクストを調達したいと思います。もちろん、ここでも実効性と結果についての近代的な観念に従ってはなりま 結局それほど大きくはありませんでしたし、ディオニュシオ・ハドリアーヌス法令集はその後、 また、宮廷や教会会議で他の教会法令集の利用を妨げたわけではありません。七七四年の政治的出来事の 広範に及ぶ、

にしか成功しなかったということの理由にもなります)。 めました(ディオニュシオ・ハドリアーヌス法令集が教父を無視したということが、ちなみに、この法令集が部分的 的・神学的テクストは、その性質上全信徒のためのものであり、かくして教父はこれらの法令集で傑出した地位を占 であっても、たとえばガリアの司教たち宛てであっても、全体教会にとって重要なものということになります。 れらと並んで教皇の書簡が置かれている場合には、それらの書簡には、たとえそれらの名宛人が地域的または地方的 そして、その法令集の中で配列したテクストです。当然のことながら、全体公会議は全教会に向けられています。こ この種の法令集をもう少し眺めてみなければなりません。決定的に重要なのはテクスト、 すなわち著者が選択し、

するのは、より古いまたはより強力な権威を有するもの(cuius antiquor aut potior extat auctoritas)だという文章 おかなければならないことですが、さまざまな法源とそのヒエラルヒーに関する理論の類を捜し求めても、 難しい問題が生ずるのは、唯一、地方的(partikular)あるいは地域的(regional)教会会議です。あらかじめ留意して ただあちこちに萌芽があるにすぎません、たとえば、さまざまな公会議の決議の間に矛盾がある場合に優先 それは無

及した法令集に採録されることによって、地方的テクストは、 ちにためらいがありました。しかし、この場合でも、テクストの内容についての関心がその由来に対する疑念を押し ことをいうことさえまったくできません。ただし、地方的教会会議のテクストに関しては、これらの法令集の著者た 法令集の著者たちがこの命題に依拠したのかどうかについては、いまだ体系的に研究されておりませんし、 〔命題〕があります。したがって、より古いテクストとランクがより高いテクストとの間での選択があります。教会 したがって、こうしたテクストも法令集に採録され、その由来が重要ではなくなるのが通常でした。 いわば普遍・全体教会にとって権威あるものへと変異 一般に普

六 新しい法の妥当について

したのです。

類のものは、 これらは本当に教会の職務担当者や信者たちによって守られたのでしょうか。現在私どもにおなじみの官報といった しい布告すべてにかかわる問題です。どのようにして公会議や教皇はそれが妥当することを確保したのでしょうか。 せんでした。たとえば、教皇がその特使にテクストを携えさせて、地方に派遣する場合でした。 この最後の考察によって、すでにもう一つ別の問題を論じたことになります、すなわち、それは公会議や教皇の新 もちろんありませんでした。立法者が自らその布告の普及と実施に配慮することは例外的にしかありま

に及ぶ効力とを区別することができます。教会会議に参加したある職務担当者が新しいテクストをもち帰り、それを

その他の場合には、

新しいテクストの効力に関しては、

モデルとして、

短期間で地方的な効力と長期間で全体教会

抜書きされ、書き写されるのです。そうなって初めて、新しいテクストは教会の一般法に採り入れられ、その なったのです。言い換えますと、法の定立〔=立法〕は、法として発展していくためには、否応なく法令集に依拠せ しいテクストが地方的な教会法令集だけでなく、全体教会を対象とする教会法令集に採録されると、この教会法令集 それとも、実施されず、次第にいわば空になってしまうかは、具体的な場合によって異なります。 とともに自らも長期的にはあまねく普及するチャンスを得ることになります。教会法令集もまた、もちろん、相互に ともありました。この場合、この新しいテクストが当該地域にテクストに相応する確立した実務慣行を生み出したか、 れません。同様に、教皇令の名宛人――たいていは司教でした――は、 自分の管区内で実施し、さらには場合によって、テクストの普及のために写しを作って管区を越えて配慮したかも知 隣の司教たちのために写しを作ってあげるこ けれども、 この新 一部と

七 法律家養成専門教育の欠如

ざるを得なかったのです。

次いでその下で関係するテクストを配置するかです。後者の体系的配列には、テクストに対する学問的取り組みの萌 べられているか、それとも、法令集が法的素材の分類に依拠しているか、したがって、問題に即したタイトルをつけ、 このように、あらゆる段階の公会議、さらには教皇および教父は、そのテクストが教会法令集を構成するものでし ' これに加えて、「贖罪書」〔罪となる行為とそれに対する贖罪をカタログ化した書物〕の断片、ローマ法のテクス さらにとりわけ、大きな偽書があります。この最後のものについては、後に立ち戻って論じます。教会法令集を、 歴史的なものと体系的なものに分けます。その基準は、テクストがその元来の関連を維持して時系列的に並

契機となるものでもありませんでした。 です。また、体系的に並べたといっても、法学的方法といえるものを反映していませんし、また、そのようなものの 芽を見ることができます。もちろん、それは文字通りの萌芽です。ここからは、その後の発展はなにもなかったから

学、修辞学および論理学(対論法)からなるものでした。三科で要求されるものは、現在のギムナジウムの授業に対比 会は、三科の枠内以外にはほとんどありませんでした。三科とは、司教座聖堂および修道院の学校で教えられ、文法 継続的に講義した痕跡も、 辞学という科目の目的のためであって、特に法学の目的のためにやられたわけではありませんでした。 できるでありましょう。 アにしかなく、しかし、そこではランゴバルド法が扱われていました。したがって、生徒が法テクストと接触する機 すなわちローマ法のテクストに沿って進む学習課程と教会法の学習課程が始まるまでは、法学校はせいぜいパヴィ ション、法曹身分を生み出すことができなかったことにあります。十二世紀にボローニャ〔大学〕が登場し、世俗法 〔レジストは、lex=ローマ法文によって教育を受け、カノニスト(canon=教会法文を専門とする)に対比される〕、 この原因は、当時の教育状態にあります、もっと正確に言えば、法学を専門とする授業がなく、そのためにプロフェッ とりわけ、修辞学の枠内で、他のものと並んで法テクストが説明されましたが、 また法的事案についての討論の痕跡も見出されません。 法学的内容を しか

端だったでしょう。さらにひょっとして魂の配慮のためにも役立ったでしょう。しかし、学校の授業、法学という教 役立ったのです。 教会法令集が三科の授業で利用されたことについての情報をもち合わせていません。 すなわち、 すでに見たように、 法の定立のために、そして、行政および司法のためというのは最先 教会法令集は実務に

まだ展開されていませんでいた。

解釈が現れてきたのでありまして、それ以前には解釈は存在しませんでした。解釈技術を磨くためのテクニックや方 になって初めて、 年ころに成立したいわゆる『グラチアーヌス教令集(Dekret, Decretum)』が嚆矢となりました。グラチアーヌス以後 育科目を創設し、展開するためには役立ちませんでした。この点では、ようやくグラチアーヌスの法令集、一一四○ 規範の定立としての「法律」と並んで、法発展のもう一つの重要なファクター、与えられた規範の

八 いわゆるグレゴーリウス改革

してきた像に、決定的な変化があったか、ということです。 た。ここでの問題は、グレゴーリウス改革に関連するさまざまな出来事の結果、これまで法定立と法令集について示 たからです。グレゴーリウス改革の名前の由来は、教皇グレゴーリウス七世で、彼にとっては教会の革新が課題でし グ改革は世俗の支配者の家にちなんでこう呼ばれていますが、その理由は世俗的あるいは国家的目的が前面に出てい なわち、すでに言及しましたカーロリング改革と、これから論ずることになるグレゴーリウス改革です。カーロリン あったという状態にとどまります。ここで論じております時代に関して、歴史家は二つの改革期を強調しました。す したがって、解釈をまだ考慮に入れることはできませんから、法の定立と法の集成〔法令集〕が法発展の担い手で

会における教皇支配、教皇首位権の構想と貫徹とがありました。もちろん、このプログラムが相当程度まで実現され 改革のプログラムには、聖職者身分の倫理的向上、俗人(それもとりわけ国王と皇帝)の影響力の排除、 最後に教

の法令集は、 た場合には、 五年頃に書かれた、シャルトル司教イヴォの『パノルミア』です。教皇の改革プログラムも、法規定という形にされ もよく普及しました、すなわち、ヴォルムス司教ブルヒャルト (一○二五年没) の 『教令集(Dekret)』、および一○九 差こそあれ個人の判断に基づく法令集が作られたということがあります。これらの法令集の中で当時二つのものが最 まさにその時点で改革プログラムに沿ってテクストを選定した法令集を作ろうと、躍起になった者たちがいたことで いかなる点でも変化はありませんでした。それを気付かせるのは、次の二つの事柄です。一つは、改革支持者の中に、 活発に用いられるようになりました。しかし、一般的効力をもつ教会法にとって法令集が重要であるということには、 皇の法定立という源泉は相当に枯渇していましたが、いまやローマで開催される教会会議と教皇令という道具が再び たのは、ようやくグレゴーリウス七世の後継者たちになってからのことです。十世紀および十一世紀の前半には、 とはいえ、 通常、 体系的に配列されたタイプの法令集に属しました。 彼らは部分的にしか成功しませんでした。第二に、ヨーロッパのいたるところで、依然として程度の それが全体教会に効力をもつ法令集に採録されることが決め手になりました。ここで上げた二つ

人を反映していますが、けれども制度を反映するものではありません。すなわち、序文はこの著者が高い教養をもっ かうときには、従いませんでした。ちなみに、この序文には法学方法論の片鱗を認めることができますが、それは なものがあります。このト書きには、しかし、イヴォ自身が法令集を作る際に、したがって、テクストそのものに向 ストの間の矛盾と不一致を除くための助けとなる基準がまとめて示されたからです。すなわち、方法論的には、 〔異なった事案として分別することで矛盾を解決する〕を用いる解釈の方向へと踏み出し、また台本のト書きのよう そう呼びたければ知的進歩といえるものを示しているのは、イヴォの序文です。というのも、ここで初めて、 個

ていなかったのです。

な教会法の授業があったことの証拠にはなりません。こういった授業は、グレゴーリウス改革のプログラムには入っ ていることの証拠とはなりますが、けれども、はっきりと見て取れるほどに発達した何がしかのプロフェッショナル

九 法テクスト偽造の一般論

四世紀に生じたテクストの編纂物が複数あります(この中では、ラテン語に翻訳されて、いわゆる『使徒たちのカノ 会議や有名な教父の名が書かれます。この種の偽造の由来は、決して新しいことではなく、 えるという簡単な方法が取られました。たとえば、ガリアやフランクの教会会議に替えて、教皇臨席のローマの教会 ことに抵抗したように見えたことを思い出してください。ところで、このような場合には、 テクストに対する態度は、柔軟であり、それどころかまさに鷹揚です。公布に関して、内容的には認められるのだが、 ことはできませんし、また、文言や内容が変更を受けることもありません。この点に関する中世の状況は異なります。 わけではありませんが、しかし決して珍しくはありません――表題部分(Inskription)、すなわち由来の表示を取り替 しかし地域的な教会会議の決議に過ぎないということで、 るということを述べました。現在の法テクストは、いったん世に出れば、公布した機関はこれを原則として否定する 本講演の最初に、 教会規範のテクストの初期にまで遡ります。たとえば、使徒たちに由来するとされる、 テクストとの接し方について述べ、この点で中世の実務と現在の実務との間には大きな違いがあ 編集者たちの中に疑念を抱く者がおり、法令集に採録する シリア地域で二世紀から ----「外典」という名称で -すべての場合という

ン(Canones Apostolorum)』として数世紀にわたって保持されたものもあります。最後には、グラチアーヌスまでも

それを彼の法令集に採録しています)。

も有名に(あるいは悪名高く)なったのは、『偽イシドールス(Pseudoisidorus)』の偽造です。この偽造に-代にまで及びます。 の最後になりますが――なお若干の説明を加えたいと思います。 ストと同じに全教会に普及することが可能でした。時代的に見れば、偽造は十二世紀、すなわちグラチアーヌスの時 ころでなされました、地方に劣らずローマの中央でもなされました。それが教会法令集に採録されると、真正のテク ありました。要するに、テクストを偽造し、そのためにさまざまな方法を用いたのです。この種の偽造は、 知的コストがないわけではありませんが、本来のテクストから取られた抜粋をモザイクのように組み合わせることが 文章全体を変え、時には本来のテクストがほとんど認識できないほどのこともあります。その先には、まったく新し の場合、テクストは編集され、加筆訂正されます。短くしたり、長くしたり、一つ一つの言葉を変えたり、あるいは、 いテクストにすり替えることさえ行なわれるようになります。このようなテクストは自由に作り出され、あるいは、 しかし、テクストの由来よりもむしろその内容が編集者の考えに合わなかったときは、どうしたのでしょうか。こ 無論、すべて歴史上の偽造に同じ意義が認められたわけではありません。これらの中で、もっと ζý たると

○ 具体例としての『偽イシドールス法令集』

の法令集が一括されますが、そのうち真正および偽造の教皇令の法令集が歴史上の影響力という点で第一位を占めま (現代の) 『偽イシドールスの偽書 (pseudoisidorische Fälschungen)』 という言い方で、相互に近縁関係にある四つ

のは、 域にありました)を中心とした地方です。偽造には多くの著者、いくつかの工房全体が、何年、何十年にわたって携 たが、 わりました。始まりを最近の研究は、九世紀の三〇年代としています。この企ては一気に完成したのではなく、 す。この法令集を偽造者たちは商人のイシドールス(Isidorus Mercator)という架空の人物に由来するものとしまし ランス大司教区で、おそらくはカーロリング帝国の大修道院の一つであるコルビー(ピカルディーのソム川流 この架空の人物にちなんで、その後この企て全体がこの名で呼ばれることになりました。この偽書が成立した

的に組織されたものでもありませんでした。こう考えると、無意味なものや矛盾があることも説明できます。

刑事訴訟法の新しい準則が展開されました。 教皇の地位を強化しようとしたとすれば、それはしかし、いわば、司教の地位を新しく位置づけたことの副次的ある 位の強化、それも二つの方向での強化でした。すなわち一方で、大司教および大司教が指導する大司教管区教会会議 を取ろうと努力している、ということができます。教皇は、ここでは同盟者として評価されています。 を使えば、 い に対抗して強化することであり、もう一方では世俗の権力、世俗の実力者に対して強化することでした。今風 は随伴的効果でした。彼らの意図には、さらに、 それにもかかわらず、偽造者たちのペンを導いた基本的傾向は認めることができます。主たる関心事は、 カーロリング帝国の組織された「政治的階級」内の権力闘争であり、 偽造者たちは、 司教を裁判所への訴追から守ることもありました。ここから教会 さらにまた、 秘蹟、 偽造者たちは司教に有利にバランス 典礼なども扱いました。 偽造者たちが 司教 の表現 の地

真正の(あるいは、すでに偽造されていたものまでもありますが)テクストから抜粋したものをモザイク状に組み合 偽造するために用いられましたのは、とりわけすでに言及したあのテクニック、すなわち、前もって見つけていた

上げる際に、歴史の経過から見て明らかな誤りが紛れ込んでいるのは、ほんのわずかでした。このような誤ったテク いうことが明らかにされたのは、ようやく十六世紀になってから、 ストはすでに中世でも胡散臭いと思われていたのですが、しかし、偽イシドールスの諸法令集が全体として偽造だと に期待できませんので、素材に近づくためには、より以前の教会法令集が用いられました。偽造者たちが偽物を作り 手の届くあらゆる素材が利用しつくされました。 わせるというテクニックです。数えたところでは、この種のテクストの断片の数は一○○○○を超えるとのことです。 すなわち、聖書、カピトゥラーリア、贖罪書、教父などです。ほか すなわち宗教改革の世紀になってからでした。

一 結語:テクストと現実

様は、 則を捜し求める状況にありました。欠缺が生じた場合、たとえば、生活関係や基準となる見方が変わったためにそう 当するテクストを見つけることができない場合、彼は自ら準則を展開し、それを作成しようと企てている教会法令集 ませんでした。そのかわりに、ペンを取り、新しいテクストを作り出し、それをなんらか承認された権威をもつもの なった場合には、既存のテクストの解釈によって欠缺を充塡するための、 のために定式化します。私どもが生きている現代という時代は、法テクストの供給が非常に大きく、その溢れかえり て活動し、ある特定の手続段階でどうすべきか分からなくなった場合、さらに、彼が利用可能な教会法令集の中に該 でした。それは、高度に政治的な問題から行政や裁判の日常的な配慮にまで及びます。たとえば、 ところで、偽イシドールスであれ、 市民がどうしてよいか分からないまでになっていますが、中世前期はむしろ需要が勝っている状況、適当な準 他の偽書の編集者であれ、彼らを観察しますと、偽造の目的は本当にさまざま きちんとした方法をもった道具はまだあり 司教が裁判官とし

にしようとしたのです。

認められ、なんらの違いもなかったのです。 造者たちはいずれにせよ法の発展に関与したのであり、問題なく中世教会法の法形成のファクターの一つでした。こ 検討してきた偽造者を立法者や法律解釈者と同じレベルにおく必要はありません。すなわち、どんな仕方であれ、偽 のように見れば、 最近、『偽造による進歩』というタイトルの論文集が出版され、最後に疑問符が付されていました。いまや、ここで 両方には、真正のテクストであれ虚偽のテクストであれ、それが遵守されれば、同じ「現実性」が

一二 参考文献

- 🕞 Ius Romanum Medii aevi, Pars I 5: Rechtsunterricht im frühen Mittelalter und in der Übergangszeit. Ugo Gualazzini (1974) für Italien, Pierre Riché (1965) für Gallien, Rafael Gibert (1967) für Spanien
- Recht und Schrift im Mittelalter, hg. von Peter Classen (Vorträge und Forschungen 23), 1977
- Hubert Mordek, Kanonistik und gregorianische Reform, in: Reich und Kirche vor dem Investiturstreit, hg. von Karl Schmid, 1985, S. 65-82
- (9) Überlieferung und Geltung normativer Texte des frühen und hohen Mittelalters, hg. von Hubert Mor-
- @Lotte Kéry, Canonical Collections of the Early Middle Ages (ca. 400-1140): a Bibliographical Guide to

the Manuscripts and Literature, 1999

- ©Detlev Jasper/ Horst Fuhrmann, Papal Letters in the Early Middle Ages, 2001
- S Fortschritt durch Fälschungen? Ursprung, Gestalt und Wirkungen der pseudoisidorischen Fälschungen, hg. von Wilfried Hartmann / Gerhard Schmitz (MGH, Studien und Texte 31), 2002

【訳者あとがき】

だければ幸いである。 表することにした。法学だけでなく、キリスト教史、さらには一般に歴史学に関心をもたれる方々にも、 究がわが国ではほとんど皆無であり、他方で講演を聞かれた諸氏の強い要望もあって、とりあえずこの講演だけで発 分野である中世教会法を俯瞰する大作の一部であり、この続きは来年、再来年と行われる予定である。この分野の研 大学の交流のためにご尽力いただくことになった。本講演は、講演の中で述べられているように、教授の本来の研究 大な寄与をなされてきたが、今後は本学終身教授としてさらに深く、本学の研究の発展および本学とチュービンゲン 民法典第一一三四条(適法になされた合意は法律に代わる)について講演され、さらに水林彪東京都立大学教授がコ メントを加えられた。ネル教授は、チュービンゲン大学教授、本学名誉博士として、これまでも本学の研究教育に多 『立法は国家の独占物か』の報告である。シンポジウムでは、さらに大村敦志東京大学教授が、「フランス法における 『契約の自由』と『結社の自由』――アソシアシオン法一〇〇周年と民法典二〇〇周年の間で」と題して、フランス 本講演は、二〇〇三年一一月一五日に桐蔭学園創立四〇年を記念して本学西洋法史研究所が主催したシンポジウム お読みいた

(おがわ こうぞう・本学法学部教授)